

人事コンサルティング基本契約書

株式会社●●●●（以下、「甲」という）と株式会社ウェブベンダー（以下、「乙」という）は、人事コンサルティングに関して以下の通り基本契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（委託事項）

甲は乙に対して以下の業務を委託（以下、「本業務」という）し、乙は本契約の続く期間、本業務を受託するものとする。

- 1.甲のキャリア人材採用の為の助言及び各種情報の収集及び提供
- 2.組織の問題解決を行う為の助言及び各種情報の収集及び提供
- 3.乙が採用を望む人材の紹介

第2条（コンサルティング料について）

- 1.甲は乙に対して乙の紹介した人材の入社が確認されたときに、本業務の成功報酬として、甲が当該採用人材と合意した理論上の年収の35%に相当する額の採用コンサルティング手数料（以下、「採用手数料」という）を支払うものとする。
- 2.理論上の年収とは、月給額の12ヶ月分（通勤交通費を除く、通常支払われる一切の諸手当を含む）及び理論上の通年賞与を加算した金額とする。但し、年俸制で採用する場合は年棒額とする。
- 3.甲は乙の組織の問題を解決するためのコンサルティングの一環として、本業務以外にも教育研修やITシステムの提案など、あらゆるコンサルティング提案を実施することができるが、この場合の料金については都度見積もりを提示することとする。

第3条（採用選考と採用通知）

- 1.甲は乙に事前に通知することなくキャリア人材候補者と連絡を取らず、また乙の推薦を受けた日から12ヶ月を経過しない間には応募方法・応募職種を問わず、本申込みによる以外の方法では当該候補者を採用しない。
- 2.甲は乙の紹介した人材の採用を決めた（以下、「採用決定者」という）場合、入社日及び年収、配属先などが記載された所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく）を速やかに乙へ通知する。
- 3.乙が甲に対して紹介した人材は、乙による人材紹介とみなす。但し、甲が乙による紹介に先立って当該人材の情報を有していることを甲への紹介後、2営業日以内に乙に通知した場合はこの限りではない。
- 4.乙はキャリア人材候補者が甲への入社意思を表明したにもかかわらず、甲へ入社しなかった場合も、一切の責任を負わない。但し、キャリア人材候補者が甲へ入社しなかったことにつき、乙に重大な過失があった場合はこの限りではない。

第4条（求人条件等の情報開示について）

- 1.甲は本業務に作成する求人票作成の為、乙に対して必要な情報を提供する
- 2.甲から提供された情報に基づいて作成された求人票は、甲が記載事項を確認することによりその内容が確定されるものとする。
- 3.甲は事前に公開/開示を希望しない旨を指定した場合を除き、甲が求人票で確定した内容を乙のウェブサイト等において開示/公開することに同意するものとする。
- 4.甲は前各号に基づいて作成された求人票及び乙が独自に収集した情報をキャリア人材候補者に提供することに同意するものとする。

第5条（支払条件）

- 1.乙は採用決定者が甲に入社したことを確認後、速やかに採用手数料及び消費税を算出し甲に請求するものとする。
- 2.甲は前項の請求を採用決定者の入社日を含む月末で締め切り、翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

第6条（保証事項）

- 1.採用決定者が甲に入社後6ヶ月以内で退職した場合、死亡による場合を除く退職理由の如何に拘らず、甲は乙に対して以下の通り紹介手数料を返還するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1)入社日から1ヶ月以内で退職した場合 | 採用手数料の80% |
| (2)入社日から1ヶ月を越えて3ヶ月以内で退職した場合 | 採用手数料の50% |
| (3)入社日から3ヶ月を越えて6ヶ月以内で退職した場合 | 採用手数料の10% |

2.乙は前項の返還金及び消費税を当該退職者の退職通知日の翌月末日に甲の指定する口座に振り込むものとする。
尚、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（機密保持）

甲及び乙は、本契約または本件業務遂行に関して知りえた相手方の技術上、営業上、人事上の秘密を、本件業務の遂行及び相手方の書面による同意のある場合を除いては、第三者に漏洩してはならず、これに反して第三者に秘密が漏洩し相手方が損害を被ったときには、相手方に対してその損害を賠償しなければならない。尚、本状の規程は本契約の終了または解約後も有効とする

第8条（再委託）

- 1.甲は人事コンサルティングの一部業務を乙が提携する第三者の協力を仰ぐことに同意するものとする。
- 2.乙は甲に委託された人事コンサルティング業務を再委託する際には、十分な情報管理基準を満たす委託先に限定し、乙は各種情報を適切に管理する責任を負うものとする。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日から満1ヵ年とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされない場合、本契約は引き続き1ヵ年更新されたものとし、以後も同様とする。

第10条（解約）

甲又は乙は相手方が次の各号のいずれかに該当するときには、なんらの通知催告を要せず、即時に本契約を解約することができる。

- (1)本契約の履行について、重大な過失又は相手方に対する背任行為があったとき
- (2)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別生産開始及び特別調停手続きの申立てを受けた時
- (3)差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分を受けた時
- (4)自ら振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき
- (5)前各号の他、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

第11条（法令順守と合意管轄）

- 1.甲及び乙は職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令その他、本業務に適用される一切の日本国法令ならびに関係官庁の指導等を遵守するものとする。
- 2.甲及び乙は、本契約に関する一切の訴訟につき、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合及び、本契約に定めのない事項については、甲乙双方が誠意を持って話し合い解決するものとする

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する

年 月 日

甲：

乙：山梨県南都留郡西桂町小沼 283-1

株式会社ウェブベンダー

代表取締役 堀内 敏男 印

厚生労働大臣許可番号 19-ユー-300077